



最高裁秘書第3928号

平成29年9月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年8月22日付け（同月24日受付，最高裁秘書第3659号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が，平成19年3月27日以降，光華寮訴訟に関して京都地裁又は大阪高裁から取得した報告文書のうち，直近のもの

2 開示しないこととした理由

1の文書は，廃棄済みである。